

## 姫路獨協大学における障がいのある学生支援に関する基本方針

### 1. 基本理念

姫路獨協大学は、「障害者基本法」に基づき、本学に在籍するすべての学生に対し、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重します。

### 2. 定義

基本方針における用語の定義は、次のとおりです。

#### (障がい者)

「障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」

#### (合理的配慮)

「合理的配慮とは、障がい者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

#### (社会的障壁)

「社会的障壁とは、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針には、「障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。」と記載されている。

### 3. 支援体制

#### (相談窓口)

- ・ 入学志願者に対しては、入試課が窓口となります。対応については入試課でご相談ください。
- ・ 在学生は相談内容により窓口が異なります。  
学修支援は教務課、生活支援は学生課、就職支援はキャリアセンター、健康相談・カウンセリングは健康管理室が窓口となりますが、関連部署と連携しながら障がいのある学生を支援します。知り得た情報を本人の同意なしに他者に漏らすことはありません。相談窓口が不明な場合は、健康管理室にご相談ください。

#### (合理的配慮の提供)

支援の合理的配慮の具体的な内容は、大学と障がいのある学生が対話を重ねることで決定します。過重な負担については個別の事案ごとに判断し、当該者にその理由を説明し、理解が得られるように努めます。

障がいのある学生に対し、差別的対応をした場合や、過度な負担を要しないにもかかわらず合理的配慮を怠った場合は、当該者に対して是正を求めます。

なお、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、学修評価における合格基準の調整などは行いません。

(支援の範囲)

障がいのある学生の要望を的確に把握したうえで、学修支援、生活支援、就職支援、健康に関する相談および卒業までを視野に入れた支援を提供します。

また、すべての障がいのある学生の学修環境を改善するために、施設整備に取り組みます。

(関連部署間の情報共有と守秘義務)

障がいのある学生の同意を得たうえで、当該学生の支援に必要な情報を関連部署で共有します。知り得た情報を他者に漏らすことはありません。

2024年10月17日  
姫路獨協大学